事業事前評価表

１．対象事業名
スリランカ　プランテーション改善事業（II） (貸付契約調印日：2003 年 3 月 26 日、承諾金額：1,836 百万円、 借入人：スリランカ民主社会主義共和国政府)
２．本行が支援することの必要性・妥当性
プランテーション農園労働者は、社会的に貧困層と位置付けられている通り、労働条件が劣悪である他、老朽化した住居や居住地域の未整備かつ老朽化した水道、道路等の基礎インフラ等、生活環境も劣悪である。 スリランカ政府はプランテーション企業（Regional Plantation Company：RPC）の収益を改善するためには、RPCs に対する資機材供与や工場改修のための資金を供与するだけではなく、プランテーション農園労働者の生活改善が肝要であるとしている。これは労働者の勤労意欲を高めること、また労働負荷を軽減し働きやすい環境を提供することにより、RPCs の収益性の増加に繋がると考えられるためである。 こうしたスリランカ政府の取り組みに対してアジア開発銀行(ADB)は 1996 年に「Plantation Reform Project」を供与した。同プロジェクトでは RPCs に対する資機材供与や工場改修に加え、プランテーション農園のトイレや農道等といった生活基礎インフラの整備等を実施した結果、プランテーション農園労働者の健康の向上、就労日の増加等が見られ、RPCs の収益が向上するといった効果を上げている。 本行は 1996 年に RPCs に対する資機材供与や工場改修を対象として「プランテーション改善事業」を供与したが、海外経済協力業務実施方針の重点分野において「貧困層への支援」を掲げ、また社会開発事業を重視していることから、スリランカにおいて社会的に貧困層と位置付けられているプランテーション農園労働者の労働・生活環境を改善する必要性は高く、本事業を支援する意義は大きい。
３．事業の目的等
ハウジングローンの供与、ライン（集合住宅）の整備、トイレの整備、トレーニング等を行うことにより、プランテーション農園労働者の労働・生活環境の改善を図るもの。

４．事業の内容

(1) 対象地域名

Badulla, Chilaw, Colombo, Galle, Gampaha, Kalutara, Kandy, Kegalle, Kurunegala, Matale, Matara, Monaragala, Nuwara Eliya, Puttalam, Ratnapura の 15 県

(2)事業概要

(a)ハウジングローン

(b)社会環境コンポーネント

(i) アメニティ（集合住宅（ライン）の屋根の修復、運動場の建設等）

(ii) 社会開発プログラム（家計管理プログラム等）

(3)総事業費

総事業費 5,838 百万円（うち円借款対象額 1,836 百万円）

(4)スケジュール

事業実施期間：2003 年 6 月～2008 年 12 月、事業完成は 2008 年 12 月予定

(5)実施体制

本事業の実施機関はプランテーション省（Ministry of Plantation Industries：MPI）であり、MPI の中に設置されている Project Implementation Unit（PIU）が実務を担当する。

(6)環境及び社会面の配慮

本事業の内容はハウジングローン、アメニティ整備、社会開発プログラムであり、「円借款における環境配慮のための JBIC ガイドライン（99 年 10 月版）」上、C 種に該当する。

本事業ではジェンダートレーニングやアルコール中毒予防トレーニング等を実施することからプランテーション農園労働者の意識改善が期待される。またアメニティの提供によりプランテーション農園の生活インフラ整備（給水等）を実施することから、女性の水汲みの軽減等が期待される。

５．成果の目標

(1)評価指標（運用・効果指標）

・ハウジングローン

指標名	現状 （2002 年実績値）	事業終了後１年 （2009 年）
貸付実績	－	約 12,000 件
建設戸数	－	約 12,000 戸

・社会環境コンポーネント

社会開発コンポーネントについては、PIU が借款契約調印後、収入や就業率等の指標をベースに社会経済基準調査を実施し（サンプリング形式）、ベー

スライン値及び目標値を設定する。なお、調査により確立された評価指標を公表する予定である。
６．外部要因リスク
プランテーション産業の低迷。
７．過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓
過去の円借款完成案件の事後評価から、複数の実施機関（金融機関）を並列的に介在させる場合、事業規模及びサブローン条件を一律のものとせず、各機関がターゲットとするエンドユーザーの資金需要や規模に応じて弾力的に取り扱うことが有効であるということが教訓として得られている。このためADB と本行の合意を条件に全体事業（本事業も含む）に係わるサブローンの条件（金利）を適宜変更することが出来る旨スリランカ政府と合意している。
８．今後の評価計画
(1) 今後の評価に用いる指標 ・ハウジングローン：貸付実績、建設戸数 ・社会環境コンポーネント：借款契約調印後に実施する調査により評価指標が設定される予定 (2)今後の評価のタイミング 事業終了後